



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動等について (令和3年8月2日時点)

令和3年7月30日(金)に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動等について、お知らせします。

＜基本的な考え方＞

市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、宿泊を伴う行事や公共交通機関を利用する校外学習等を除き、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施することとします。

＜宿泊行事・校外学習＞

(1) 宿泊行事

緊急事態宣言期間中の修学旅行、自然教室等の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止とします。

(2) 校外行事

緊急事態宣言期間中の校外行事については、県外への移動を伴う活動は中止又は延期するか、目的地を県内に変更するよう検討します。県内への移動を伴う活動については、感染防止対策を十分確認した上で、公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可とし、公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止とします。

＜部活動＞

緊急事態宣言期間中の部活動については、緊急事態宣言の発効当日から2週間の期間は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する部を除き、活動を停止します。

活動可能となった場合も、上記大会を除き校内での活動に限定し、活動日については、中学校、高等学校ともに、1団体につき、週4日以内とします。(県内の動向を見て変更の可能性あります。)

＜学校施設開放＞

学校施設開放については、緊急事態宣言の発効当日から2週間、学校における部活動の実施状況等も踏まえ、利用を中止します。

<わくわくプラザ>

緊急事態宣言期間中のわくわくプラザについては、感染防止対策を改めて徹底した上で、引き続き「やむを得ない事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみを対象として実施します。

【問合せ先】

(学校運営に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、南谷、五味
電話：044-200-3284、3318、3067

(部活動に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 村石
電話：044-200-3292

(学校施設開放に関すること)

川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 箱島
電話：044-200-3302

(わくわくプラザに関すること)

川崎市こども未来局青少年支援室 荒川
電話：044-200-2670